

第10回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和 4年 10月 5日 (水) 午後1時30分

・場 所 沼田市役所 4階 庁議室

・出席委員

1番 白 石 淳 一	2番 星 野 芳 寿
3番 遠 西 美 子	4番 石 井 武 久
5番 遠 藤 由理子	7番 高 井 武 男
8番 生 方 芳 光	9番 萩 原 正 道
10番 中 村 順 子	11番 金 井 繁 行
12番 星 野 博 一	13番 井 上 正 文 (会長)
14番 牛 口 長 明	15番 小 林 由喜子

・欠席

6番 宮 下 庄 吉

・遅刻

なし

・早退

なし

・農業委員会事務局職員

事務局長	大 竹 光
事務局次長兼農地係長	大 橋 真 実
副主幹	佐 藤 エリカ
副主査	宮 下 和 哉

・会議の概要

事務局長	1. 開会前 開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。 本日、6番 宮下庄吉委員より欠席の届出がございました。 在任委員15名中、現在の出席委員は、14名でありまして、関係法規に基づく総会の成立要件を満たしておりますので、ご報告いたします。 はじめに、井上会長よりご挨拶をいただき、引き続き進行をお願いいたします。	午後1時29分
議長 (井上会長)	2. 開会及び会長あいさつ	午後1時30分
議長	3. 議事録署名委員の指名について まず、議事録署名人の指名を行います。 沼田市農業委員会会議規則により、議長において、4番 石井武久委員 7番 高井武男委員の両名を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。	午後1時31分
議長	4. 諸般の報告 議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。事務局より順次、報告をお願いします。 下記について報告 (1)農地法第3条の3の規定による届出について (2)農地復元届について (3)農地に該当しないことの証明について (4)再生可能エネルギー発電設備の設置に関する協議結果について これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。	午後1時32分
議長	5. 付議事件 議案第48号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。	午後1時36分

議案説明 4件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず1番

2番

3番

4番

無いようですので、お諮りいたします。

議案第48号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第48号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第49号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。それでは審議に入ります。

ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第４９号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第４９号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第５０号「農地法第５条第１項の規定による計画変更申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 １件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。それでは審議に入ります。

ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第５０号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第５０号「農地法第５条第１項の規定による計画変更申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第５１号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 ６件

事務局員	(議案内容説明)
議長	説明が終わりました。それでは審議に入ります。 ここで、1番の案件について、2番 星野芳寿委員が現地調査を行っておりますので報告をお願いいたします。
2番委員	過日、地域の推進員と現地調査を行いました。本件については、隣の農地が利根実業高校の農地ではあるものの、地域としての場合は十分に保たれるとの話も聞いております。雨水等の排水についても、十分対策がされていると思われま す。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。
議長	申請地の中には、利根実業高校の農地も入っているのですか。
2番委員	入っていませんが、全体が窪地になっている状況です。
7番委員	少し引っ込んでいる部分は、原野ということですか。
事務局員	そうなります。この部分については一体利用の予定です。
議長	他にご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。 無いようですので、2番 3番 4番
11番委員	議案書に沼田平土地改良区の意見書の添付ありとありますが、ここは土地改良しているのでしょうか。
議長	土地改良区の区域内ということですよ。
事務局員	申請地は、沼田平土地改良区の区域内になります。

11番委員	わかりました。
議長	続きまして、5番 6番
議長	ここは、埋蔵文化財の試掘調査ということで一時転用をして、養鶏を計画しているということですか。
事務局員	将来的には当地で養鶏を行う計画です。
議長	わかりました。 他にご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。 無いようですので、お諮りいたします。 議案第51号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	「異議なし」と認めます。 よって、議案第51号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。 次に議案第52号「農地に該当しないことの証明願について」を議題といたします。 議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。 議案説明 6件
事務局員	(議案内容説明)
議長	説明が終わりました。それでは審議に入ります。 ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

これについては説明のあったとおり、8月の総会の時に同じ業者からで、目的も太陽光ということで、趣旨に沿わないのではないかと、とのことで証明しないこととしました。今回もいまの説明ですと、地元の推進委員の意見として、よく考えた方がいいのではないかと、農地としてまだ復元できるのではないかと意見のほうが多かったわけですが、委員の皆さんの意見をお願いいたします。

11番委員 望郷ラインのところは私もよく通りますが、昔は田んぼをやっていたのでしょうが、今耕作するのは難しいと思います。

議長 農地とすれば耕作が大変な場所というのはありますが、段取りの仕方、持って行き方が芳しくないということで、8月の総会でも許可しなかったわけですね。

事務局次長 前回の案件もそうですが、本件は全て農振農用地で、まずは農振除外をしないとしない場所となっています。そのため、証明願いによってしまうと、除外していないところを転用できてしまうことになるので、農振除外を先にしてから転用申請を行うというやり方でしたら、許可も可能と考えております。

議長 農振地域に入っている場合は、いきなり農地に該当しないことの証明願いを出すのではなくて、農振除外をしてからという順番でしてください、ということですね。今事務局次長が話していたことが道理ではないかと思います。

7番委員 その業者については、県外の業者ですか。

事務局次長 市内の業者です。

4番委員 一つ認め出すとキリがないですよ。

11番委員 ルールは守った方がいいと思います。

7番委員 農業委員会の価値もなくなってしまうでしょうね。

議長 他にご意見等がありますか。

議長

それでは、議案第52号については、これを認めないということでご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

議長

よって、議案第52号「農地に該当しないことの証明願について」は、願い出を受理しないことと決定いたします。

以上で、議案の審議はすべて終了いたしました。

審議終了 午後2時10分

6. 協議事項

防犯カメラの設置について(14番 牛口委員から)

7. 連絡事項

(1) 行事予定について

(2) その他

8. 閉 会

終了 午後2時40分